

一般社団法人日本高次脳機能障害学会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本高次脳機能障害学会（以下「この法人」という。）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 会員

(正会員)

第2条 正会員には次の権利がある。

- (1) この法人の学術総会において研究成果を発表し、報告を行うこと
- (2) この法人の発行する機関誌に研究成果を投稿すること
- (3) この法人の発行する機関誌および学術総会講演抄録集の配布を受けること
- (4) この法人の企画運用する研修会等に、正会員料金で参加すること

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、この法人の発行する機関誌および学術総会講演抄録集の配布を受ける。

(名誉会員および特別会員)

第4条

- 1 名誉会員および特別会員は、この法人に多大な貢献をした役員・代議員について、定年退任時に理事長が理事会の決議を経て推薦し、代議員総会にて承認された者とする。
- 2 名誉会員は、正会員と同等の権利を持つ。理事長の要請があれば理事会に招致することができる。
- 3 特別会員は機関誌の送付を除いて、正会員と同等の権利を持つ。

(購読会員)

第5条 購読会員は、この法人の発行する機関誌の配布を受ける。学術総会講演抄録集は配布されない。

第6条

- 1 この法人の年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 10,000円 ただし正会員のうち代議員は 12,000円
 - (2) 賛助会員 100,000円
 - (3) 購読会員 8,000円
- 2 年会費は、事業年度内に納めなければならない。

第3章 代議員の選出

(代議員の選任)

第7条

- 1 代議員の選任は、2年毎に、理事会の推薦に基づき代議員総会の決議により行う。
- 2 学術総会開催月の末日時点において70歳を超える者については、代議員に選任されないものとする。

(代議員資格審査委員会)

第8条

- 1 代議員を選出するために、この法人に代議員資格審査委員会を置く。
- 2 代議員資格審査委員会は、新任および再任の代議員候補者の資格審査を行い、その結果を理事会に報告する。

(新任)

第9条

- 1 新たに代議員になろうとする者は、あらかじめ決められた期間内に、正会員3名以上の推薦を受け、所定の用紙に学術的業績一覧を含む必要な事項を記入し、代議員資格審査委員会に提出する。
- 2 代議員資格審査委員会は、推薦者および被推薦者の資格等について別に定める代議員選出に関する規程に従い審査を行う。

(再任)

第10条

- 1 現に代議員である者は、本人より辞退の申し出がある場合を除き、原則として再任されるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、代議員資格審査委員会は、当該代議員がその任期中の委員会活動や代議員総会への出席状況などを勘案し貢献度が著しく低いと判断した場合には、再任を不適當とする旨を理事会に報告することができる。

(欠員の補充)

- 第11条 代議員がその任期中において定年またはやむを得ない理由により退任した場合であっても、その欠員の補充は行わない。

第4章 役員の選出

(理事の資格)

第12条

- 1 この法人の理事は、代議員の中から選出する。
- 2 学術総会開催月の末日時点において70歳を超える者については、理事に選出されないものとする。

(理事の再任)

第13条

- 1 理事会は、現に理事である者を、本人より辞退の申し出がある場合を除き、代議員総会に対し再任理事候補者として推薦するものとする。
- 2 前項の規定により推薦された者のうち、代議員総会に先だち、総代議員の信任投票により有効投票の過半数の信任を得た者を理事候補者として選出する。

(理事の新任)

第14条

- 1 新任理事候補者数は、定款第22条に定める理事定数の上限である25名から前条第2項で選出される理事候補者の人数を差引いた範囲内とし、選出に先だち理事会でこれを定める。
- 2 新任理事候補者は、代議員の選挙によって選出する。
- 3 新任理事候補者選挙の被選挙人は、以下の代議員とする。
 - (1) 代議員3名からの推薦を受け立候補した者
 - (2) 理事会で推薦された者
- 4 投票は代議員1名につき選出する人数分以内の連記とする。
- 5 有効投票の過半数の得票を得た者のうち、得票数の多い者から順に、第1項で定めた定数までの者を当選者とし、理事候補者として選出する。
- 6 選挙の候補者が第1項で定めた定数を超えない場合は、代議員の信任投票により有効投票の過半数の信任を得た者を理事候補者として選出する。

(代議員総会の決議)

第15条 第13条第2項および前条第5項または第6項の規定により選出された理事候補者を代議員総会の決議により理事に選任する。

(理事長)

第16条 理事長は、代議員総会において選任された理事で構成された理事会で選定する。

(監事の資格)

第17条

- 1 この法人の監事は、この法人の会員から選出する。
- 2 監事は、次のいずれかを満たす者でなければならない。
 - (1) 代議員歴（評議員歴を含む。）10年以上の者
 - (2) 理事経験のある者
 - (3) 学術総会の会長経験のある者

(監事の選任)

第18条

- 1 監事候補者は、前条第2項の要件を満たす会員の中から、本人の承諾を得かつ現職監事の同意を得たうえで、理事会が選出する。
- 2 理事会は、定款第22条の定めに従い、監事候補者を原則として2名選出しなければならない。
- 3 監事の再任は、2回までを限度とする。
- 4 第1項の規定により選出された監事候補者を、代議員総会の決議により監事に選任する。

(欠員の補充)

第19条

- 1 理事がその任期中において定年またはやむを得ない理由により退任した場合であっても、他の在任理事の人数が定款第22条に定める理事定数の下限である15名を満たす場合は、その欠員の補充は行わない。
- 2 監事がその任期中においてやむを得ない理由により退任した場合は、理事会は、その後任として前条の規定にしたがい直近の代議員総会に監事候補者を推薦しなければならない。

第5章 委員会

- 第20条 委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。委員の任期内で補欠により委嘱された委員の任期は、その残余期間とする。

第6章 事務局

- 第21条 事務局は、理事長以下役員の指示のもとに、この法人に必要な会務を実行する。

第22条

- 1 この法人の事務処理のため、事務局および必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第7章 補則

- 第23条 この定款施行細則に定めるもののほかこの法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 定款施行細則の変更

- 第24条 この細則を変更するには、理事会の決議を経て、代議員総会の承認を得なければならない。